

旧基準タクシメーターの使用期限のお知らせ

旧基準タクシメーターを使用している事業者の皆様へお知らせします。

旧基準タクシメーターは、すでに平成20年3月で製造が終了となり、平成26年3月をもって装置検査が終了します。よって、平成26年4月以降装置検査を受検できないため、取引に使用することができなくなります。(ただし、平成26年3月までに装置検査に合格したタクシメーターは、有効期間が満了するまで使用できます。※裏面参照。) 使用期限満了までに、新基準タクシメーターへの交換をお願いします。

《新基準タクシメーターの主な変更点》

◇頭部検査の廃止

頭部検査が廃止され、装置検査のみ実施されます。

◇車載上での運賃設定が可能

車載上での運賃設定が可能な構造となっていて、メーターをタクシーから取り外すことなく、運賃の設定ができます。

◇運賃変更時の装置検査の廃止

運賃変更時のロムへの書き換えは簡易修理のため、装置検査は不要です。年に1回の装置検査のみ受検。

《新基準メーターと旧基準メーターの見分け方》

メーター本体に表示されている型式承認番号で見分けることができます。

型式承認第B06〇〇号

型式承認番号のBの次の数字は、西暦の下二けたを表します。06以降の番号は新基準メーターです。

(例) 06は西暦2006年を表す ⇒ 新基準メーター
98は西暦1998年を表す ⇒ 旧基準メーター

※詳しくは、修理事業者又は茨城県計量検定所までお問い合わせください。

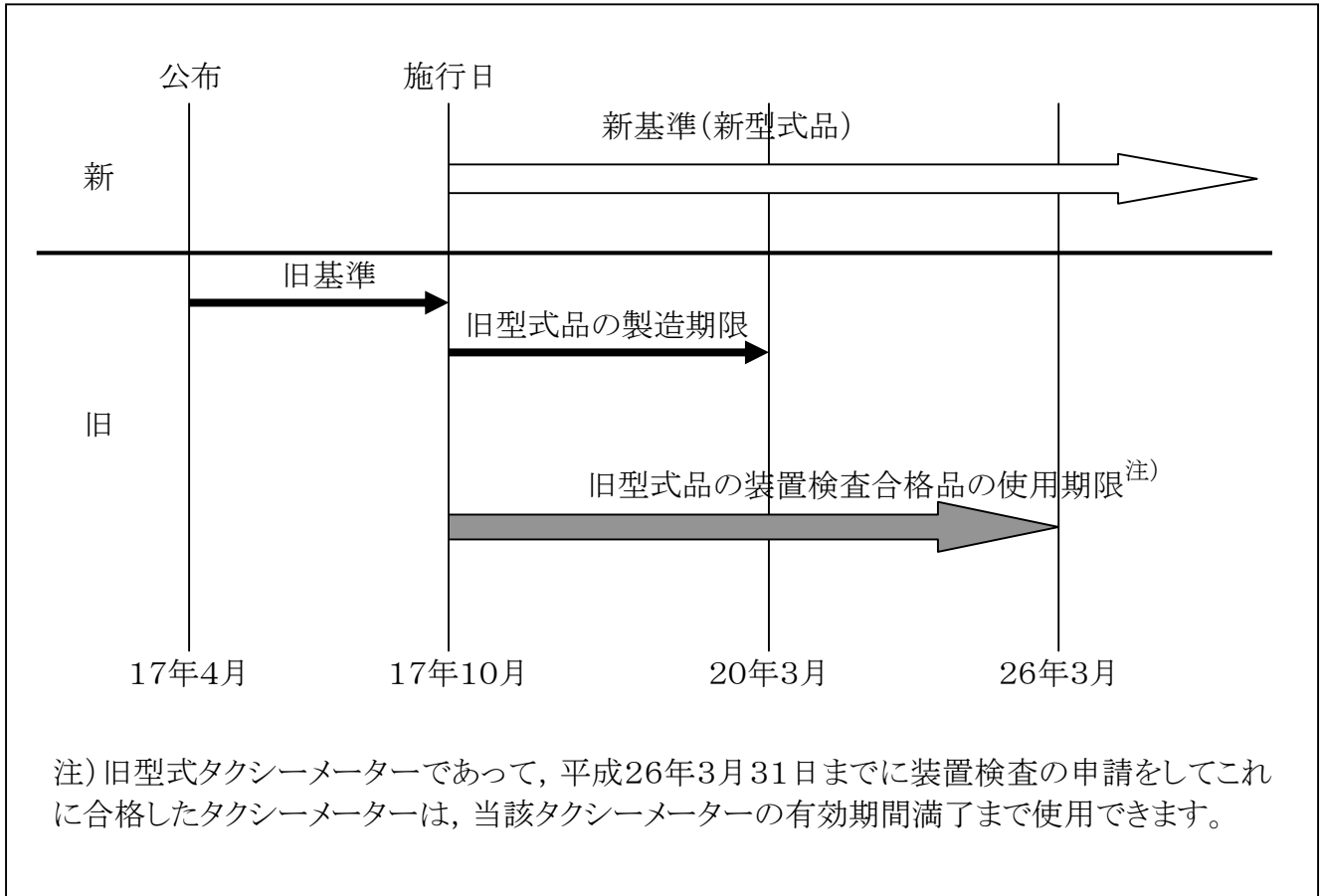
[問い合わせ先]

茨城県計量検定所

水戸市三の丸3-14-3

TEL029-221-2763

■タクシーメーターに係る経過措置



■新基準タクシーメーターの型式承認番号（平成25年3月現在）

製造事業者	型式承認番号
矢崎エナジーシステム(株)	第B122号
	第B0610号
	第B069号
	第B068号
(株)ニシベ計器製造所	第B121号
	第B081号
	第B0611号
二葉計器(株)	第B101号
	第B067号
	第B066号
	第B065号
大阪メーター製造(株)	第B0612号
	第B064号
	第B063号

※上記以外の型式承認番号は旧基準タクシーメーター。